

第 1 1 回多様な大都市制度実現プロジェクト 概 要

令和 7 年 7 月 7 日

**1 次期地方制度調査会における調査審議に関する
指定都市市長会要請（案）**

次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請（案）概要

1 背景

- 現在、我が国には、急速に進む人口減少や長期の経済停滞等の深刻な危機が到来
- 高齢化の進行等により行政コストが増大する一方、地域資源が限られる中で、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になる可能性
- こうした状況において、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制から脱却し、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことが重要

2 「特別市」制度について

- 「特別市」制度は、検討の意義が認められたものの、法的には未整備
- 「特別市」は、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有する
- 持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、「特別市」制度の創設を含めた多様な大都市制度のあり方について、国において十分な議論を行うことが必要

次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請（案）概要

3 国における議論の状況

- 国は、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、「特別市」をはじめとする大都市制度等について議論を実施
- 我が国の地方行財政制度を持続可能なものとしていくためには、その議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現させることが必要

4 要請内容

- 1 我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、これまでの国の研究会やワーキンググループでの議論も踏まえ、次期地方制度調査会に「特別市」の法制化を含めた大都市制度のあり方の調査審議を諮問し、議論を進めること
- 2 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこと

2 人口減少時代を見据えた

多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

提言の目的

人口減少時代を見据え、日本全体の危機的状況を踏まえた大都市の役割の重要性や、特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の必要性について、国や国会議員、経済界など、多くの関係者に御理解いただき、大都市制度改革の機運醸成に繋げることを目的としたもの

目次

はじめに – 提言とりまとめの背景、提言の目的、位置付け –

1 時代背景と我が国に対する危機意識 – 人口減少時代の到来と停滞する日本経済等 –

2 新型コロナウイルス感染症とデジタル化の進展がもたらしたものの

3 今後の地方自治制度に求められること

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて – 新たな大都市制度「特別市」の提案 –

おわりに

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

1 時代背景と我が国に対する危機意識 –人口減少時代の到来と停滞する日本経済等–

人口減少時代の到来

- 2070年には人口は現在の7割に減少し、65歳以上人口がおよそ4割を占める
- 全国の4割にあたる744自治体が消滅の可能性

東京都への一極集中のリスク

- 2020年から2050年において人口が増加すると推定されている都道府県は東京都のみ
- 首都直下地震等の大規模災害や新たなパンデミックなどの際には、社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性

我が国の経済の停滞

- 我が国の名目GDPはドイツに抜かれ第4位に

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

2 新型コロナウイルス感染症とデジタル化の進展がもたらしたもの

新型コロナウイルス感染症の蔓延

- 令和2年4月から数度にわたり緊急事態宣言発出、未曾有の危機へ
- 人口の過度の集中に伴うリスクや、非常事態における地方自治体による地域の実情に応じた主体的判断の重要性を改めて認識

デジタル社会の到来

- 感染症拡大防止に対応したテレワーク推進など、我が国のデジタル化が一気に進展
- 国を挙げたデジタル行財政改革など、現在の地方自治制度を見直す機会が到来している

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

3 今後の地方自治制度に求められること

基礎自治体の役割の重要性

- 今後も「**基礎自治体優先の原則**」のもと、住民の声を一番身近に聞くことができる**基礎自治体ができる限り行政サービスを担う**ことが重要
- 基礎自治体が、最大限の力を発揮できるよう、現在の**画一的な地方自治制度を見直す**ことが必要
- 基礎自治体は、**業務の標準化・効率化**を行うとともに、**外部資源の積極的な活用や共同利用**などの連携を積極的に進めることが必要

広域自治体の役割の変化

- 人口減少等に伴い、これまで市町村が権限移譲を受けてきた事務を返還しようとする動きも見られてきており、これまで市町村が担ってきた役割を担うなど、**広域自治体における業務や役割を見直していくことも想定しておく**ことが必要
- **広域自治体も基礎自治体と同様に、限られたリソースでの行政運営を余儀なくされることを踏まえると、大都市が広域自治体の業務を受け持つなど、大都市と広域自治体が協力しながら、地域全体での最適なリソース配分のあり方を考え、柔軟に対応していく**ことが必要

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

3 今後の地方自治制度に求められること

効率的かつ効果的な地方行政体制の確立

- 今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することは困難に
- これまでの発想を転換し、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立することが必要
- 人口減少等により厳しい状況下にある市町村を、地域の実情に応じて機能的に支えていくことができるよう対応していくことが重要

圏域マネジメントの仕組みの構築

- 地方圏の連携中枢都市圏など、既存の広域連携の取組もあるが、更なる取組内容の深化や分野の拡大が必要
- 三大都市圏では、人口稠密地域における都市圏域の一体性の観点などから、圏域単位で成果をあげていくことが必要
- 将来を見据え、個々の地方自治体の個別最適と地方自治体の連携による圏域の全体最適を持続的に両立できる圏域マネジメントの仕組みが必要

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

3 今後の地方自治制度に求められること

大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築

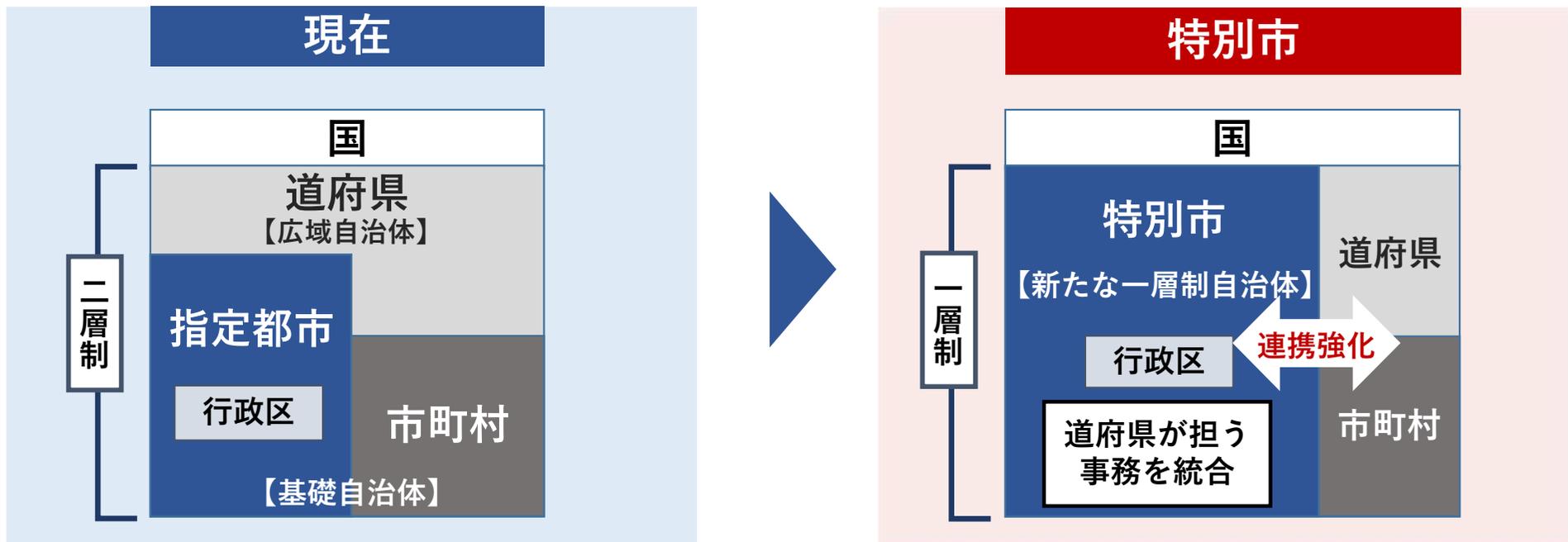
- 大都市が果たすべき役割
 - ✓ 住民に身近な**基礎自治体**としての役割
 - ✓ 圏域における**中枢都市**としての役割
 - ✓ **都市行政を先導**する先端都市としての役割
- 圏域の状況に応じた大都市の役割
 - ✓ **地方圏**：大都市が核となり、**近隣自治体との連携の中心的役割**を果たす
 - ✓ **三大都市圏**：**都市圏域の一体性の観点から、水平的・相互補完的、双務的な役割分担のもと都市課題へ対応**
- 海外における事例
 - ✓ **独立性の高い大都市がスタートアップ企業の集積等を戦略的に行うなど、その特性を生かして競い合うこと**などにより、**大都市を中心とした強い経済圏が確立している事例も**
- 新たな大都市制度創設の必要性
 - ✓ 現在の大都市制度は、**指定都市制度と特別区設置制度のみが存在**
 - ✓ 地域の状況によっては、これらの制度のみでは**都市課題に対し、十分な対応が図れないなどの課題が発生**

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて – 新たな大都市制度「特別市」の提案 –

新たな大都市制度「特別市」について

- 現在、道府県が指定都市の市域において実施している広域自治体の事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、**住民に身近な基礎自治体が一元的に担う**ことで、**効率的かつ機動的な都市経営の実現**を可能とする新たな地方自治の仕組み
- 広域自治体に包含されない**一層制の地方自治体**



人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて – 新たな大都市制度「特別市」の提案 –

特別市の果たすべき責務

- 我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、近隣自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有する

特別市の果たす主な役割

市民

- ✓ 市域内の行政事務を一元的に担い、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策展開を行う

都道府県、近隣自治体、圏域

- ✓ 都道府県及び近隣自治体等との水平的・対等な連携協力関係の中心となって取組を強化する
- ✓ 大都市圏域の形成を行い、ネットワークの中心的役割を担うなど、圏域マネジメントを行う

グローバル

- ✓ 世界の一国の国内総生産と同等の経済力を有し、諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、我が国経済を牽引する

日本全体

- ✓ これらの役割を果たす特別市が日本各地で活躍することで、日本全体の牽引・エンジン役となる

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて – 新たな大都市制度「特別市」の提案 –

道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

- 特別市は、**基礎自治体同士の水平連携の中心的役割**を果たす
- 特別市を中心とした圏域内の行政は、特別市による水平連携にゆだね、**基礎自治体同士の広域連携が困難な地域の垂直補完に道府県のリソースを重点化**することができる
- 道府県と特別市が役割分担を行い、**それぞれの役割に注力**し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を機能的に支えることで、**日本全体における持続可能な行政サービスの提供**に繋がる
- **特別市と都道府県が水平連携により共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築**などの大胆な制度改革も視野に入れることが必要

道府県との具体的な役割分担

【特別市】 圏域の状況に応じて、近隣自治体等との**水平連携**の中心的役割を果たす

【道府県】 基礎自治体同士の広域連携が困難な地域を中心として**垂直補完**にそのリソースを重点化

さらには**特別市による水平補完**も視野に入れることで
厳しい状況下にある基礎自治体に対し、**複層的な支援が可能**となる

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）概要

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて – 新たな大都市制度「特別市」の提案 –

特別市がもたらす効果

市民

- ✓ 市域内における投資還元や手続きの迅速化による好循環が生み出す「魅力的な発展を続けるまちづくり」
- ✓ 災害対策や感染症対策への迅速・的確な対応など「強靱で安全・安心なまちづくり」
- ✓ 施策の自由度向上や情報の一元化など「市民生活が充実し、利便性も向上するまちづくり」

都道府県、近隣自治体、圏域

- ✓ 都道府県や近隣自治体等と連携した圏域マネジメントによる圏域の維持・活性化
- ✓ 基礎自治体同士での外部資源の活用や共同利用等の連携の促進
- ✓ 厳しい状況下にある市町村に対する広域自治体の垂直補完と特別市の水平連携・水平補完による複層的な支援
- ✓ 特別市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、積極的な投資を行うことによる圏域・地域の活性化

グローバル

- ✓ 海外からも企業や人、投資を呼び込むことによる国際競争力の強化
- ✓ 都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題解決の実証フィールドとしての魅力向上、強い経済圏の確立

日本全体

- ✓ 日本を牽引する特別市が我が国に複数誕生することにより、東京一極集中の課題解決にも寄与
- ✓ 多極分散型社会の実現

3 特別市に関する考え方（素案）改訂版

これまでの特別市の議論や整理を踏まえて、追加説明が必要な事項

趣旨

- 指定都市市長会では、令和3年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」をとりまとめた。
- 同報告書では、特別市制度の概要及び必要性・効果、第30次地方制度調査会で指摘された課題への対応（考え方）を整理をした。
- 今回、「人口減少時代等を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」をとりまとめることに伴い、改めて、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において議論を行い、これまでの特別市における議論や整理を踏まえて、「特別市に関する考え方」を整理した。

【今回整理を行った主な事項】

- 1 指定都市制度における具体的な支障事例
- 2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性
- 3 特別市がもたらす経済成長
- 4 特別市の制度内容等に関すること
 - 4-1 区の住民代表機能の考え方
 - 4-2 特別市の移行に向けた住民投票の考え方
 - 4-3 広域事務、連携のあり方
 - 4-4 警察事務のあり方
 - 4-5 税財政制度のあり方
 - 4-6 道府県有施設の取り扱い

1 指定都市制度における具体的な支障事例

これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市市民は、行政サービスの多くを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生
- 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の問題であり、個々の権限移譲の推進（実質的特別市）では、解決できない課題である。

具体的な支障事例

PLUS 1

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。
 - ・新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応
 - ・都市計画事業の認可など土地の使用・管理
 - ・私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務
 - ・医療計画など道府県計画による制限 など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、住民ニーズへの迅速な対応が図れていないとの声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性

これまでの議論や整理

- 指定都市の市民は、受益と負担の関係にねじれが発生しているなどの課題
- 特別市は、二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスを向上
- 特別市の実現により、圏域・地域全体の発展・活性化、我が国の更なる成長等に繋げることが可能
- 指定都市制度と特別区設置制度が法制化されている中、地域の実情に応じて大都市制度を選択できるようにするため、新たな大都市制度として、「特別市制度」の法制化が必要

考え方

PLUS 1

- 人口減少社会等において持続可能な行政サービスの提供等が求められる中、特別市の実現によって、特別市と道府県がしっかりと役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。
- 広域事務については、都道府県との役割分担のもと、都道府県と特別市の連携、特別市と他の基礎自治体同士の連携を促進することが可能となる。さらには、道府県域をまたぐ広域連携が促進される。
- 高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市は、特別市への移行によって、より自立した大都市経営を行うことが、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらす。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、すべての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない。

3 特別市がもたらす経済成長

—多極分散型社会の構築により東京一極集中の是正にも寄与—

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施することで、圏域・地域全体の発展及び活性化に繋がる。
- 特別市の導入により我が国全体の成長を牽引する大都市が複数誕生し、個性と魅力を競い合う経済圏を作ること、は、多極分散型社会の実現に繋がり、我が国全体の発展に貢献するとともに、地域経済圏域の発展に貢献
- 特別市の創設により、大都市が我が国の更なる成長と発展を牽引し、世界の大都市との競争が可能

考え方

PLUS 1

- 日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外都市との都市間競争や都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題の解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込める。
- 特別市をはじめとした力のある大都市及び大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも企業や人、投資を呼び込むなど、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できる。
- 特別市は、メガリージョンの活力を強化させるものであり、人口減少社会等においても複数の大都市圏域が我が国の成長を牽引し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが期待される。

3 特別市がもたらす経済成長 具体的なイメージ

I 点の成長

- 自立した大都市として、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策を展開
- 新たな投資が促進され、積極的な企業誘致や地域開発等も可能となり、施策の自由度の高まりとの相乗効果により、魅力あるまちづくりを好循環に展開

II 線・面の成長

- 自立した大都市が形成する圏域をマネジメントし、持続可能な行政サービスの提供と圏域の成長を牽引
- 道府県との役割分担や、都道府県と特別市の共同実施による広域行政、特別市と他の基礎自治体同士の連携による広域連携の取組を促進

III 空間の成長

- 地域の特徴・強みを活かした分野において世界における都市ブランドの向上、先端都市としての実証フィールドとしての魅力向上
- 海外都市とのグローバルな都市間競争や共存が加速し、グローバルにも企業や人、投資を呼び込み、強い経済圏を確立

日本全体の成長

- 大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、多極分散型社会を実現
- 国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも活躍し、多極分散型社会を構築することから、東京一極集中の課題解決にも貢献

経済成長の要素

技術革新

生産性向上

投資促進

雇用創出

業務効率化

+

多極分散

我が国の持続可能な社会の構築と経済成長の好循環を実現



4 - 1 区の住民代表機能の考え方

これまでの議論や整理

- 法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分【指摘事項】
- 過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要【指摘事項】
- 特別市における区は、法人格を有しない行政区（市の内部組織）
- 区は、区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置付けを強化するとともに、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化

考え方

PLUS 1

- これまでの議論や整理を踏まえ、大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、次のことを前提とするなど、住民代表機能を強化・担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化する。
 - ・ 区内選出議員の市議会議員で構成する区の常任委員会等を設置
 - ・ 区長は、議会同意が必要な特別職化を検討
- 本件には、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には十分な議論が必要である。

4 - 2 特別市への移行に向けた住民投票の考え方

これまでの議論や整理

- 多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書（令和3年11月）では、住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域が変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、特別市の移行の意思決定においては、住民投票は制度化せず、地域の実情に応じて任意で実施すると整理
- 移行手続きについては、市議会及び道府県の議決を経た上で、市と道府県が共同申請すると整理

考え方

PLUS 1

- 特別市への移行により、指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」では、住民投票が必要とされていることを踏まえ、住民投票の制度化にはさらなる議論を行う必要がある。
- 特別市に移行する市民には、市の区域の変更や新たな住民負担は発生しないが、道府県の区域外となることや、道府県知事や道府県議会議員の選挙権がなくなるといった影響も考えられる。
- 一方、特別市以外の道府県民には、道府県が提供する住民サービス、道府県の名称等を含め、直接的な不利益となる影響等は与えない。
- 仮に住民投票が制度化された場合には、特別市への移行は、特別市に移行する基礎自治体のあり方を問うものであるため、住民投票を行う範囲は「市民」を前提と考えるべきである。

4 - 3 広域事務、連携のあり方

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施し、圏域・地域全体の発展・活性化に繋がる

考え方

PLUS 1

- 特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有するため、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく。
- 道府県と特別市が役割分担を行い、特別市による水平連携及び道府県による垂直補完、さらには特別市による水平補完も視野に入れながら、それぞれの役割に注力し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋げていく。
- 人口減少社会等を背景として、自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計が求められる。

4 - 4 警察事務のあり方

これまでの議論や整理

- 警察事務について、特別市の区域とそれ以外の区域に分割されることになるが、広域犯罪への対応に懸念【指摘事項】
- 警察本部等を新たに設置し、人員を確保する必要があるなど、コストの増加や分割されることによる非効率化という問題が存在する可能性

考え方

PLUS 1

- 警察事務について、特別市は道府県の区域外となることから、特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提とする。
- ただし、かつて自治体警察が存在していたものの、広域犯罪等への対応も考慮し、現在の警察法により、都道府県警察に移行した経過も踏まえ、公安委員会・警察本部を道府県と特別市が共同設置することも可能とする。
- 共同設置により実施する場合においても、生活安全部門や交通部門など、市民生活と密着する分野については、特別市が中心的な役割を担うことを基本と考える。

4 - 5 税財政制度のあり方

これまでの議論や整理

- 特別市は、全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する道府県の行政サービスの提供に影響する可能性【指摘事項】
- 特別市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合には、必要な財政需要については、一義的には地方交付税により措置
- 特別市は、圏域において連携の中心的な役割を果たし、地域の実情に応じて、広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施

考え方

- 特別市は地方税を一元的に徴収する。地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものである。
- 広域にまたがる業務について、都道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が相応の負担金を支出する。
- 上記を踏まえても、特別市と都道府県の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないよう、必要な調整を行うことができる仕組みの導入についても、あらかじめ国と協議の上、検討を進めていく。

PLUS 1

4 - 6 道府県有施設の取り扱い

これまでの議論や整理

- 指定都市域内には、道府県庁や警察本部などの多くの道府県機関・道府県有施設が設置されており、特別市移行によって、多額の移管費用が発生する可能性

考え方

PLUS 1

- 既に指定都市域内にある道府県有施設等の取り扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、施設の移管・統廃合を費用負担も含めて、道府県と協議していくことになる。
- 人口減少社会等において、公共施設の適正配置を考える契機になるとともに、これから高度経済成長期に作られた公共施設の維持更新見直し時期を迎える中、移転等によるコストが一時的にかかる可能性がある一方で、将来的には維持管理コストの縮減なども見込める。
- 具体的な施設再編等については、特別市が法制化された後、移行に向けた協議の中で、道府県・市間で詳細に検討・協議をするべき事項である。
- 道府県民や特別市民の利便性の観点から、特別市にそのまま設置することが望ましいと考えられる施設は、当面、特別市域に配置された状況も続く可能性はあるものとする。

4 特別市の法制化案作成に向けた整理状況

法制化案作成に向けた考え方

基本的な方向性

- 「特別市に関する考え方(素案)改訂版」(令和7年7月)の内容をベースとして、プロジェクト等における議論を踏まえ、作成する。
- 特別市の法制化案は、「地方自治法」を改正して規定する手法を採用する。

主な考え方

	今回の考え方	【参考】多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書(令和3年)
性格	● 特別地方公共団体	● 特別地方公共団体
区域	● 都道府県の区域外とする。(一層制の自治体)	● 都道府県の区域外とする。(一層制の自治体)
事務	<ul style="list-style-type: none"> ● 市及び都道府県に属する事務等を処理する。 ● 一般の市町村の求めに応じ、<u>市町村事務を補完する</u>事務を担うものとする。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。 ● 事務を処理するに当たっては、<u>広域にわたる地域社会の持続的発展に資するよう</u>にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市及び都道府県に属する事務等を処理する。 ● 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
区	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区とし、法人格を有しない。 ● <u>区長</u>については、「<u>議会の同意を要する特別職(非公選)とする場合</u>」と「<u>従来と同じ取扱いとする場合</u>」の両パターンを作成する。 ● 区内選出の市議会議員で構成する<u>区常任委員会</u>について、「<u>必置とする場合</u>」と「<u>必置としない場合</u>」の両パターンを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区とし、法人格を有しない。 ● さらなる住民自治の強化に努める。
住民投票	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民投票の制度化には更なる議論を行う必要があることから、「<u>制度化する場合</u>」と「<u>制度化しない場合</u>」の両パターンを作成する。 ● 仮に住民投票を行う場合、その範囲は「<u>市民</u>」を前提とする。 	● 制度化しない。(地域の実情に応じて任意で実施)
警察事務	● 特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提とするが、都道府県との共同設置も視野に入れ、 <u>公安委員会の共同設置を認める規定</u> を置く。	● - (触れず)
移行手続	(次ページに記載)	(次ページに記載)

※ 特に「区」の住民代表機能の考え方については、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には十分な議論が必要である。

法制化案作成に向けた考え方

移行手続の考え方

- 移行手続の規定についても、特別市に係る一般的な規定を定めるものであることから、別に特別法を制定するのではなく、「地方自治法」に規定する手法を採用する。

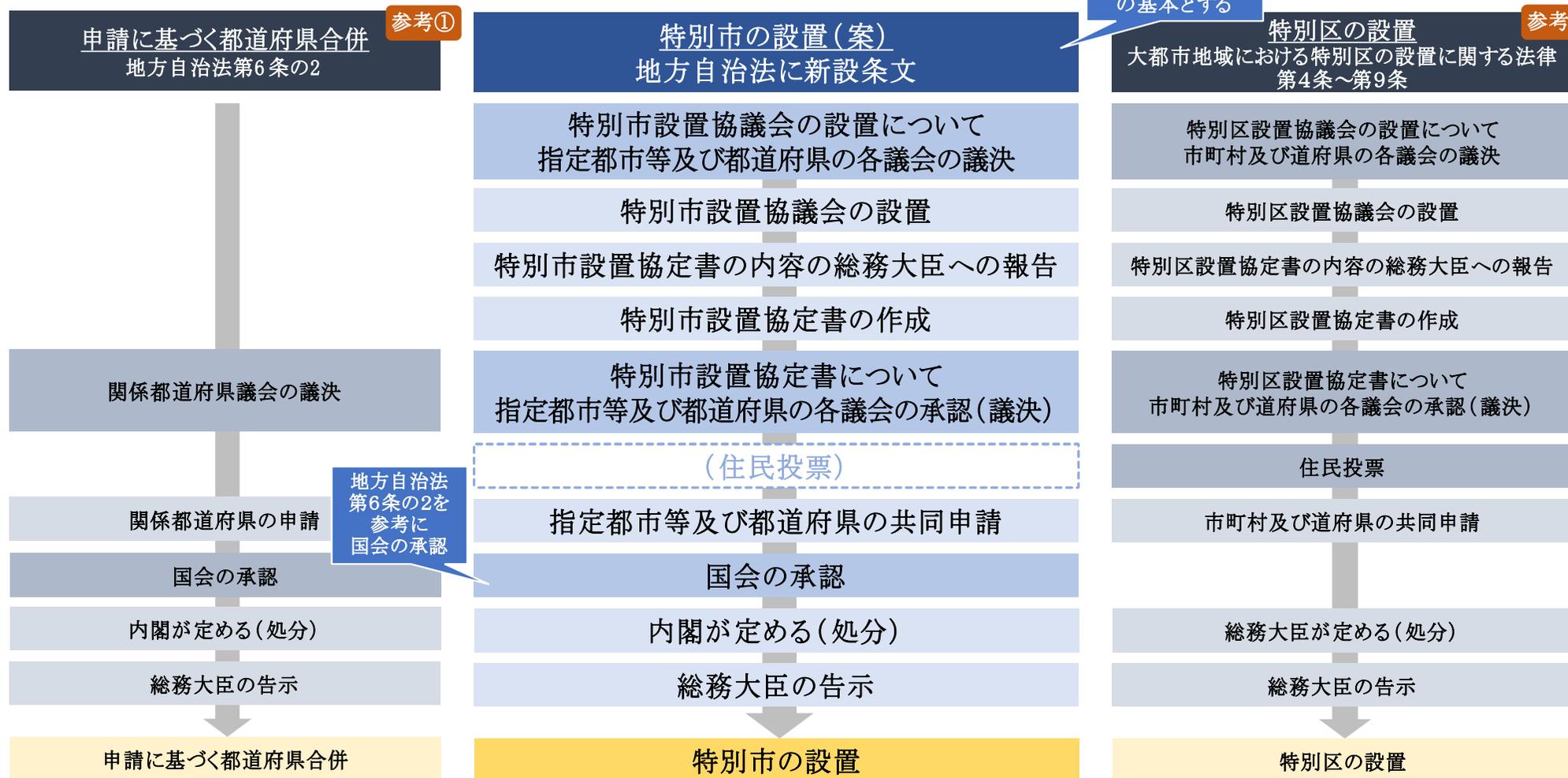
	今回の考え方	【参考】多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書(令和3年)
参考法令	<ul style="list-style-type: none">● 地方自治法第6条の2● 大都市地域における特別区の設置に関する法律	案① 地方自治法第6条の2 案② 大都市地域における特別区の設置に関する法律
移行手続	<ul style="list-style-type: none">● <u>大都市地域における特別区の設置に関する法律</u>の手続を参考に、<u>地方自治法</u>に移行手続を定める。● その上で、地方自治法第6条の2を参考に、<u>国会の承認</u>プロセスを加える。 <p>指定都市等及び都道府県の各議会で設置協議会の設置の議決 → 設置協議会の設置 → 設置協定書の作成 → 指定都市等及び都道府県の各議会の承認(議決) → 指定都市等及び都道府県の共同申請 → <u>国会の承認</u> → <u>内閣の指定</u></p>	案① <u>地方自治法第6条の2を参考に「地方自治法」に規定</u> 市議会及び道府県議会の議決 → 指定都市と道府県の共同申請 → 国会の承認 → 内閣の指定 案② <u>大都市地域特別区設置法を参考に「特別法」を制定</u> 市町村及び道府県の各議会で設置協議会の設置の議決 → 設置協議会の設置 → 設置協定書の作成 → 市町村及び道府県の各議会の承認(議決) → 市町村及び道府県の共同申請 → 総務大臣の指定

(参考) 特別区設置手続の特別法の制定経過(大都市地域における特別区の設置に関する法律)

- 平成24年の特別区の設置手続の法制化において、「地方自治法」とは別に特別法を制定するという法形式が採用されたのは、「地方自治法」における従来の特別区は都にのみ置かれることを前提として制度化されて長年の運用によって定着してきたという経緯があり、設置手続の位置づけが異なるという特殊性があったためと説明されている。
- 今回の特別市に係る規定については、そのような特殊性がないことから、「地方自治法」に規定を置くこととしている。

法制化案作成に向けた考え方

移行手続のフローチャート



地方自治法の改正内容（素案）

● 地方自治法の関係規定の改正とともに、第3編に「特別市」を規定する章を新設する。

1. 特別市の種類

- 特別市を**特別地方公共団体**とする。

2. 特別市の定義

- 地域における事務**、その他の事務で法律又はこれに基づく政令により**都道府県又は市が処理するもの**等処理する（都道府県の市町村に対する連絡調整・補完事務等を除く）。
- 一般の市町村の求めに応じ、**市町村事務を補完する**事務を担うものとする。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。
- 事務を処理するに当たっては、国・関係地方公共団体の協力の下、**広域にわたる地域社会の持続的発展に資するよう**にする。
- 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

3. 区域

- 特別市は、都道府県の区域外とする。

4. 移行手続

- 協議会設置 → 協定書作成 → 指定都市等及び都道府県の各議会の議決 → 総務大臣への申請 → 国会承認 → 設置の処分**
- （協定書の必要的記載事項）
 - 一 特別市の設置の日
 - 二 特別市の名称及び区域
 - 三 特別市の設置に伴う財産処分に関する事項
 - 四 特別市の議会の議員の定数
 - 五 関係指定都市等及び関係都道府県の職員の移管に関する事項
 - 六 その他必要な事項
- （設置の処分）**指定都市等及び都道府県の申請**に基づき、内閣が**国会の承認**を経て定める。

※ **住民投票**については、「制度化する場合」と「しない場合」を作成

5. 配置分合の特例

- 特別市設置に伴う都道府県の配置分合・境界変更は、法律の定めを不要とし、その境界は特別市設置に伴い自ずと変更される。

6. 機構

- 議会・市長・副市長を置く。
- 都道府県・市町村に必置の委員会・委員は全て特別市にも設置する。
 - ※ **区常任委員会**については、「必置とする場合」と「しない場合」を作成
- 行政区を置く。
 - 区の事務所を置く、区の出張所を置くことができる。
 - 区長**、区の選挙管理委員会を置く。
 - ※ **区長**については、「特別職とする場合」と「従来と同じ取扱い」を作成
 - 区は地域協議会を置くことができる。
 - 区長は、区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、市長の権限に属する事務のうち主として行政区の区域内に関するもので市長の定めるものを執行し、これらの事務の執行について当該特別市を代表する。

7. 都道府県及び市に関する規定の適用・政令への委任

- 地方自治法第二編の**都道府県に関する規定**を適用。
- 地方自治法の**市に関する規定**を適用させる必要がある箇所は個別に適用関係を整理。
- 他の法令の都道府県及び市に関する規定中、**都道府県又は市が処理することとされているもの**に関するものは、特別市にも適用。
- 特別市に関し必要な事項を政令で定める。

8. (施行令) 公安委員会の共同設置

- 公安委員会**は、特別市と残存する都道府県との**共同設置**を認める。

地方自治法以外の法令への影響

地方自治法施行令の改正

警察事務

- 公安委員会及び警察本部については、単独設置のほか、特別市と都道府県の共同設置も視野に入れるが、現行法上、公安委員会は共同設置が認められていないため、共同設置を認める改正が必要になると考えられる。

経過措置

- 特別市への移行の場面において、事務や財産の承継など基本的事項については、市と都道府県の協議による特別市設置協定書に定められることを想定するが、それを法的にも担保するため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令」を参考に、「地方自治法施行令」に経過措置が規定されることを想定する。

他の法令への影響

- 特別市という新しい地方自治体の形が誕生することにより、都道府県の事務が規定されている法律など、他の法令に影響を及ぼすことが想定される。
- 地方自治法に「他の法令の都道府県及び市に関する規定の適用」に関する規定を置くことで、大半の法令においては、個別の改正を不要とし、「都道府県」等の文言を読み替えて対応されることを想定している。
- 一方で、一部の法令等においては、単純な文言読替えでは対応できないことから、別途、改正等が必要になるものと考えられる。
 - … 都道府県と市町村の間に生じる事務を規定する法令
警察法、公職選挙法 など

5 今後のスケジュール

5 今後のスケジュール

今後の要請活動等

- 次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請（要請先：国）
- 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（提言先：国、国会議員、経済界）

※ 今後、日程調整の上、実施予定

次回プロジェクト会議の予定

- 4年間の政策提言プロジェクトを総括し、「最終報告」(※)をとりまとめ
- 今後の取組の方向性まとめ

※ 「最終報告」には、「特別市に関する考え方」(制度論)及び「地方自治法改正案」を反映予定